

- ・ 遺産分割協議書には、相続人さま全員が署名をしたうえで実印を捺印ください。
- ・ 遺産分割協議が有効に成立したことを確認するため、相続人さま全員の印鑑証明書により、相続人さま全員の署名捺印を照合させていただきます。
- ・ 遺産分割協議書が完備されていない場合は、改めて当該相続人さまの同意・承諾を確認させていただくことがあります。